

災害時ペット動物対策行動指針



厚木市

厚木市動物愛護推進協議会

はじめに

犬や猫などのペットを飼い、家族の一員として共に暮らす方が増えています。大規模災害が発生した場合には、このような方々がペットを連れて避難所などに避難することが想定されます。

そのためには、飼い主の日頃からの心構えと備えについての周知・啓発が急務といえます。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった例や、共に避難した場合でも避難所での共同生活でペットの取り扱いに苦慮した例が報告されております。

被災者である飼い主の避難を支援し、避難生活における生活環境を保全することは、重要な課題といえます。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難所における生活環境等の確保等が規定され、厚木市地域防災計画において、「避難所におけるペット動物の取扱いの配慮」が位置づけされました。

大規模災害発生時において、市民が安心安全に避難し、避難生活における公衆衛生上の悪化を防ぐことを目的とし、災害発生に備えたペットの飼い主の心構えと責任について明確にするとともに、様々な事情・価値観を持つ被災者が共同生活を営む各避難所においての、ペットの受け入れ及びペットの飼育管理のルールづくりに役立てていただくため、指針を策定しました。

「大規模災害は必ずやってくる」という気持ちをもって、ペット同行避難への準備が大切です。

なお、本指針については、主に犬及び猫などのペットを対象とした指針となっております。

目次

第1章 平常時及び災害時における各役割	2
1 飼い主の役割		
2 市の役割		
3 厚木愛甲獣医師会の役割		
第2章 災害発生に備えた飼い主の心構え	4
1 平常時の心構え		
(住居の防災対策・しつけ・健康管理・避難用品及び備蓄品ほか)		
2 災害発生時の対応		
(初動対応・同行避難・同行避難できない場合ほか)		
第3章 避難所でのペット同行避難者への対応	9
1 ペットの飼育管理		
(ペットスペースの検討・飼育方法の決定・適正飼育の指導ほか)		
第4章 災害発生時の市・獣医師会による動物救護対策	13
1 市の動物救護対策		
2 獣医師会の動物救護対策・動物救護実施本部の設置及び運営		
3 負傷動物、放浪動物		

第1章

平常時及び災害時における各役割

1 飼い主の役割

平常時においては、災害に備えたペット用のフード、水、薬、リード、シート、キャリーバック、ケージなどの準備や避難ルートの確認の他、同行避難するために必要なしつけや健康管理を行います。

災害時においては、飼い主はペットと同行避難することが基本であるため、避難所では、飼育場所の管理は原則、飼い主の責任のもとで行いますので、ペットを連れていない避難者への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められます。

2 市の役割

平常時においては、ペットとの同行避難を周知し、日頃からの備えとして、ペットのしつけ及び健康管理、避難用品、備蓄品の必要性や避難訓練などについて、普及啓発を行います。

災害時においては、厚木愛甲獣医師会や神奈川県などの関係機関と連携して、避難所の支援を行います。

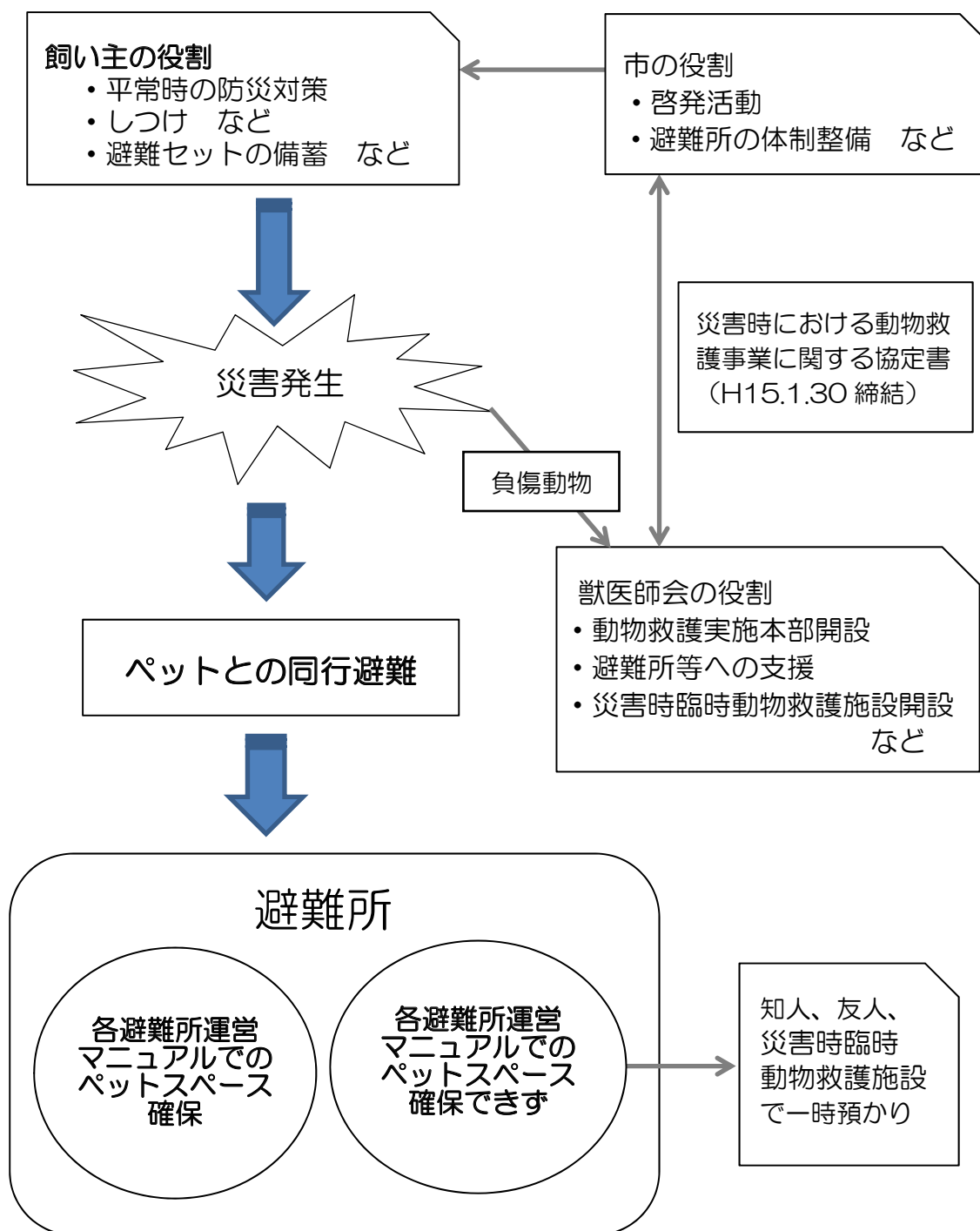
3 厚木愛甲獣医師会の役割

平常時においては、平常時の飼い主の責務について、普及啓発をするとともに、同行避難の訓練に協力します。

災害時においては、厚木愛甲獣医師会は動物救護実施本部（設置場所は、厚木愛甲獣医師会会長の動物病院）を設置し、再開可能な動物病院は、災害時臨時動物救護施設を開設し、負傷動物の治療や所有者不明動物の一時保護、所有者不明動物の飼い主さがし等を行います。

また、神奈川県獣医師会との連絡調整等も行います。

◇ペット同行避難^{※1}の流れ



^{※1} 同行避難とは、災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地（場所）まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第2章

災害発生に備えた飼い主の心構え

1 平常時の心構え

飼い主による災害に備えたペットに対する対策とは、日頃のしつけや健康管理、所有者明示など適正な飼育をすることです。

(1) 住居の防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが重要です。そのうえで、室内・屋外の飼育場所について必要に応じて対策します。

(2) 家族内等での話し合い、飼い主仲間との連携

災害の様々な状況を想定して、家族、近所の方々、飼い主仲間内等で事前にペットの避難等について話し合っておきます。

また、避難所以外にも、親戚や友人等、ペットの一時預け先を確保しておきます。

(3) しつけ

人とペットが安全に避難するためには、日頃からペットをケージやキャリーバッグ等に慣れさせ、さらに犬の場合は、「待て」、「おいで」等の基本的なしつけを行っておきます。

また、日頃から、むやみに吠えないようにすることや、決められた場所で排泄ができるようにすることができれば、避難している周りの人にとっても、ペットにとってもストレスを少なくすることにつながります。



平成28年度実施犬のしつけ教室の様子

(4) 健康管理

避難所等において、飼育環境の変化等により、ペットの免疫力が低下することに加え、他の動物と接触する機会もあるため、日頃からペットの健康管理には注意し、狂犬病予防ワクチン（その他感染症予防ワクチン）の定期的な接種やノミ等の外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保しておきます。

さらに、万が一の不必要な繁殖を防止するため、不妊措置を実施しておきます。避妊・去勢手術により、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制効果もあります。

(5) 迷子にならないための対策（飼い主明示）

保護された際に飼い主の元に戻るように、日頃から外からはっきり見えて誰でもわかる迷子札等に飼い主の明示をしておきます。

また、二重の対策として、身元情報が記録されたマイクロチップ^{※2}の装着も考えておくと良いです。

なお、マイクロチップは動物病院で装着できますが、その際、AIPO（動物ID普及推進会議）での登録料（別途千円）が必要です。

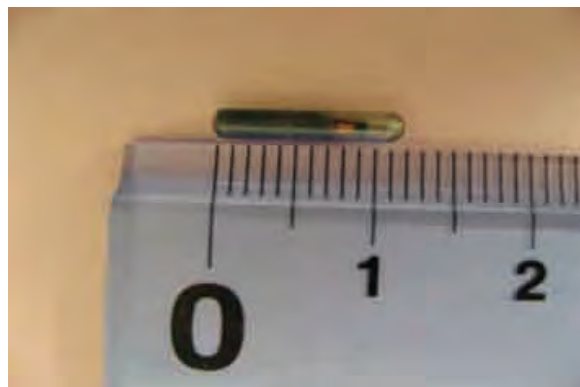
マイクロチップが装着されていると、自治体・保護センター・動物病院の関係者等の検索者が、AIPOへデータ照会することで確認ができますが、マイクロチップが装着されていても、AIPOに登録されていない場合は確認できません。

※2 マイクロチップとは

- 15桁の数字（個体識別番号）が記録され、マイクロチップリーダー（読取器）をあてると、その数字が表示されます。
- 直径2mm、長さ12mm程度の円筒型で、動物の首の皮膚の下に専用注射器で挿入するものです。
- 一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になります。



マイクロチップリーダー

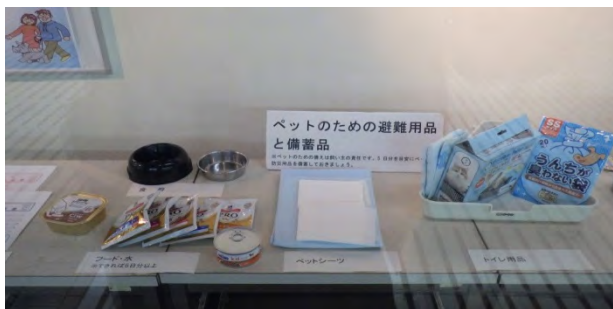


マイクロチップ

(6) 避難用品及び備蓄品

避難所でのペットの飼育管理に必要なものは、飼い主自らが用意しておきます。特に、安全に避難所まで避難できるように、リードやキャリーバッグ等を準備し、ペットフードや水は、最低7日分を備蓄しておきます。

さらに、病気等により療法食等の特別食を必要としているペットの場合は、長期間分の用意をしておきます。



備蓄品一例



(7) ペットに関する持ち出し品

持ち出し品には優先順位をつけ、優先度の高いものはすぐに持ち出せるようにしましょう。その他のものは、分かりやすいところにまとめて保管し、状況に応じて判断します。（いったん避難した後、自宅に戻る際には十分な注意が必要です）

(8) 防災訓練等

市で開催される防災訓練に参加することや、実際に家族でペットを連れて避難所へ行く訓練を行い、所要時間、ガラスの破損や看板落下等といった避難経路中の危険を想定した迂回路をチェックしておきます。普段の散歩コースに避難所を入れておくのも良いです。

また、ペットを連れて避難する方法を地域住民間で話し合っておくと、避難所でのペットの反応や行動への対応方法、動物が苦手な人への配慮方法、ペットスペースにおける飼育環境の確認等、より実践的な想定をすることができ、避難所等におけるペットの受入れ体制の整備や改善に繋がります。



平成28年度実施犬の防災訓練の様子

2 災害発生時の対応

(1) 初動対応

災害が発生した時は、まず自分の身の安全を守った上で、普段通りの言葉かけをする等、ペットを落ち着かせるとともに、逸走や怪我等に気をつけます。

(2) 同行避難

避難をする際には、飼い主はペットと一緒に避難する同行避難が原則です。事前に準備しているペット用備品を持ち、飼い主とペットと一緒に避難所へ向かいます。

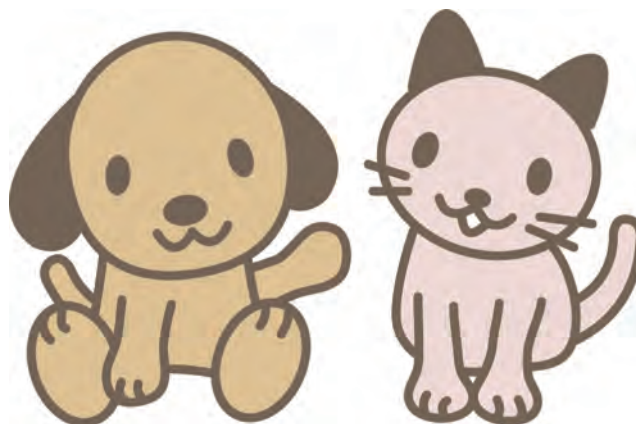
(3) 同行避難できない場合

大型の動物等（闘犬等を含む）や危険な動物等、専用の飼育施設が必要なものについては、避難所での受け入れは困難であるため、平常時からペットの受け入れ先を確保しておきます。

(4) 不測の事態

万が一、ペットがはぐれた場合には、ペットについての情報や避難時のペットの状況について、市に問い合わせます。

また、災害発生時に外出している等、ペットと離れた場所にいた場合は、自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示の発令状況等を考えて、飼い主自身によりペットを避難させることが可能かどうかの判断が必要です。まずは、居住地域等の被災状況の確認をすることが重要です。



第3章

避難所でのペット同行避難者への対応

1 ペットの飼育管理

ペット同行避難者が避難してきた後、決められた飼育場所で、飼い主自身が飼育管理を行うことが原則です。様々な人やペットが共同生活を送る避難所においては、ペットに起因したトラブルが発生しないよう、飼い主が適正な飼育に努めることが重要であり、避難所運営委員会や厚木愛甲獣医師会等は、その適正飼育を支援します。

(1) ペットスペースの検討

あらかじめ避難所運営委員会においてペットの受け入れが可能かどうか、避難所の規模や構造などを考慮して場所等を決めておきます。仮に受け入れが難しい所については、ペットの飼育が可能な代替場所を検討します。

まず設置場所としては、避難所で生活する人の中には、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もおり、鳴き声、騒音、糞尿、悪臭の問題などで発生するトラブルの防止のためにもペットを飼育していない避難者との動線が交わらないよう配慮します。

また、ペットによっては、ダニやノミを付着させている可能性があるため、既に衛生環境の維持が難しい避難所の人々の居室への持ち込みは、人に対し様々な健康上の悪影響を及ぼす可能性があります。したがって人とペットの居住場所を区別する必要があります。

障害のある方が同伴する身体障害者補助犬については、ペットとは捉えず、避難行動要支援者への支援として考えます。

なお、避難所の責任者等は、ペットスペースの被災状況等を確認し、ペットスペースが使用できない場合は、代替スペースの確保について検討し、周知する必要があります。ペットスペースが確保できない避難所においては、事前に定めた飼い主が飼育管理できる近隣場所の代替スペースの被災状況等を確認の上、案内します。

また、犬と猫等の動物が一か所に生活させることは、ストレスを増大させてしまう原因となるため、可能な限り、犬と猫等の動物は区分して飼育します。

国は、ペット同行避難を推奨していますが、避難所へ避難する人の中には動物が苦手な人もいます。そのためペットとの同伴避難^{※3}は難しいのです。しかし、飼育マナーの向上や適正な飼育によりペットとの同伴避難が可能になります。ペット同伴避難が可能な避難所は、同伴避難を行います。

※3 同伴避難とは、避難所において人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものです。

(2) 飼育方法の決定

避難所運営委員会等は、ペット同行避難者と飼育していない避難者、ペット同志や避難者間のトラブルを避けるため、ルールづくりをする必要があります。

【ルール例】

- 動物は決められた場所で、ケージ等で飼育しましょう。
- 散歩時は、必ずリードを装着して、排泄の後始末は速やかに徹底的に。
- 所有者の明示をしましょう。
- 衛生管理を徹底しましょう。

(3) 適正飼育の指導

ペットの飼育管理は飼い主の責任で行います。避難所では、飼い主自身が適正飼育に努めるとともに、ペットの体調に気を配ります。ペットは慣れない場所の生活で、ストレスから体調を崩したり、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの不安を取り払うよう努めます。また、避難所の管理者や厚木愛甲獣医師会等が連携して、飼育ルールや衛生管理方法等について飼い主への指導を行います。

避難所におけるペットの存在は、様々な弊害も含んでいますが、飼い主本人にとっては精神的な支えとなります。他の避難者にとっても、同様の影響を及ぼす可能性があり、特に、子供たちにとっては、動物の存在は避難所生活の中で不安等を緩和する大きな存在となります。一般に、高齢者の世帯にとっても、ペットが精神的な支えとなっている場合が多くみられることから、適切に飼育されたペットの効用についても十分理解しておく必要があります。

(4) 適正飼育及び円滑な運営

避難所において、ペットの適正な飼育と円滑な運営を図るためには、ペットを伴った避難者を迅速かつ的確に把握することが重要です。ペットを避難所等のペットスペースへ受け入れる際には、その動物等の情報収集に関する受付を実施します。受付は、避難所の責任者等が行い、ペット飼育者名簿^{*4}を作成します。

【受付内容】

- ア 飼い主（飼育者）の住所、氏名及び連絡先（避難所内の居場所等）
- イ 動物の種類
- ウ 動物の特徴（性別・年齢・体格・毛色）
- エ 狂犬病予防法における登録と予防注射接種の有無
- オ その他（入退所年月日、個体識別、ワクチン接種の有無、不妊去勢の有無等）

ケージ番号	飼育者（住所・氏名・連絡先） 避難所内の居場所や緊急連絡先 （携帯番号）	動物の種類 （呼び名）	性別	年齢	体格	毛色	その他 （個体識別、 ワクチン等）

また、避難所の責任者や自治体、動物救護実施本部等は、避難者に対して、決められた飼育ルールについて情報提供します。特にペットの飼育場所、飼育ルール、動物に関する連絡先などのチラシやポスターなどを掲示、もしくは、回覧します。

なお、獣医師によるペットの健康チェックを必要に応じて実施します。

(5) 避難所の終息の考え方

ア 飼い主

避難所から帰宅可能となった場合や他の避難所や仮設住宅へ移動することとなった場合には、責任を持ってペットスペース等の後片付けをします。

イ 避難所の責任者等

保護されたものの飼い主の判明しなかった動物について、譲渡先を探す手伝いをします。また、譲渡先の見つからなかったペットについては、神奈川県動物保護センターへ連絡して受入れを求めます。

なお、ペットスペースは、役割を終えた段階で閉鎖となります。



第4章 災害発生時の市・獣医師会による動物救護対策

1 市の動物救護対策

平成15年1月30日に市と厚木愛甲獣医師会とで「災害時における動物救護事業に関する協定書」が締結され、災害時における動物救護事業を協力して行います。

また、平成28年3月に「厚木市地域防災計画」の中で、飼養動物等（ペット等）の保護対策が設けられ、関係団体と協力及び連携しながら飼養動物の保護に努めます。

さらに、動物救護実施本部等の関係団体と情報共有を図り、情報を一元化に管理し随時広報し、組織的な広報活動を行い、救援物資の支援もできる限り支援します。

なお、市、避難所の責任者、動物救護本部等は、避難所における支援にボランティアの協力を求める場合は、避難所での活動内容を明確にした上で、募集し、ボランティアの配置及び役割の指示を行います。

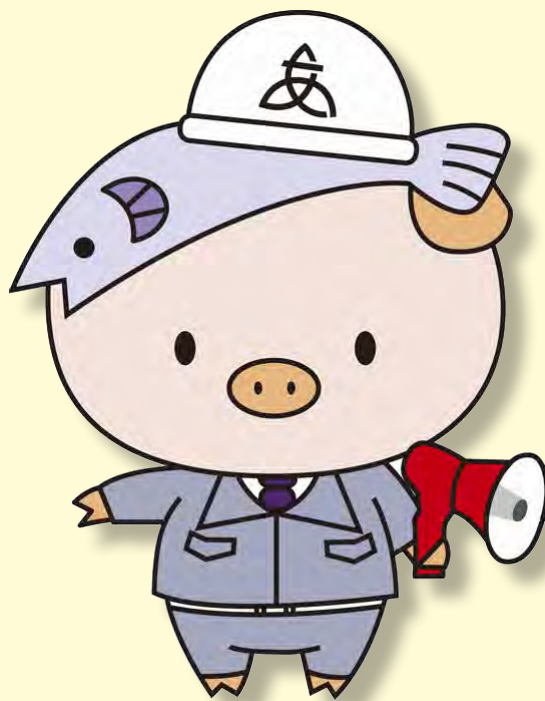
2 獣医師会の動物救護対策・動物救護実施本部の設置及び運営

市からの要請があった場合は、厚木愛甲獣医師会会長は会三役と協議の上、厚木愛甲獣医師会動物救護実施本部を設置します。本部を設置後は、市、県や隣接獣医師会と連携をとりながら、活動可能な病院を臨時動物救護施設として、動物救護活動を実施します。

3 負傷動物、放浪動物

災害発生時には、ペットが負傷することや飼い主が被災するなどペットとはぐれてしまうことが想定されます。負傷動物を発見した場合は、速やかに保護・収容し、厚木愛甲獣医師会等で必要な治療を行います。

また、市や厚木愛甲獣医師会で保護・収容した所有者不明の放浪動物等については、その所有者を速やかに見つけるために積極的に情報提供を行い、収容については神奈川県動物保護センターが行います。



厚木市マスコットキャラクター

あゆの回ちゃん

厚木市環境農政部生活環境課・厚木市動物愛護推進協議会
平成29年3月発行
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
電話 046 (225) 2750 FAX 046 (223) 1668